



第2号
平成27年 2月 25日
東ト協 適正化事業部

特定の運転者（事故惹起、初任、高齢）に対する「特別な指導」及び「適性診断」

今回は、前号で紹介した「通常巡回指摘項目のワースト5」から、「特定の運転者に対する特別な指導及び適性診断」をみてみましょう。

【根拠法令】 貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項
貨物運送事業者は、特定の運転者に対して「特別指導」を行うとともに、国土交通大臣が認定する「適性診断」を受診させなければなりません。

特定の運転者に対して行う指導及び監督

特定の運転者とは、次の1から3に該当する運転者です。
なお、新たに雇い入れた運転者が事故惹起運転者に該当するかを判断するために、「無事故無違反証明書」または「運転記録証明書」（自動車安全運転センター交付）により、雇い入れる前過去3年間の事故歴を把握しなければなりません。

1 事故惹起運転者

- ア 死者又は重傷者交通事故を引き起こした者
- イ 軽傷者交通事故を引き起こし、かつ当該事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある者

<指導時期>

当該交通事故を引き起こした後、再度トラックに乗務する前に実施
ただし、やむを得ない場合には、再度乗務を開始した後1か月以内に実施

<指導内容>

①トラックの運行の安全の確保に関する法令等
②交通事故の実例の分析に基づく再発防止対策
③交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
④交通事故を防止するために留意すべき事項
⑤危険の予測及び回避
⑥安全運転の実技

①～⑤までについて合計6時間以上実施すること。⑥については可能な限り実施することが望ましい。

2 初任運転者

運転者として常時選任するため新たに雇い入れた、当該事業者において初めてトラックに乗務する者（前3年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く）。

<指導時期>

当該貨物自動車運送事業者において、初めてトラックに乗務する前に実施
ただし、やむを得ない場合には、乗務を開始した後1か月以内に実施

<指導内容>

①トラックの安全な運転に関する基本的事項
②トラックの構造上の特性と日常点検の方法
③交通事故を防止するために留意すべき事項
④危険の予測及び回避
⑤安全運転の実技

①から④までについて合計6時間以上実施すること。⑤については、可能な限り実施することが望ましい。

東ト協では、事業者の皆様代わりに「**初任運転者特別講習**」を実施していますので、ご活用ください(初任診断ではありませんのでご注意ください)。

⇒申し込みは運行管理部へ(☎03-3359-3618)

3 高齢運転者 (65歳以上)

<指導時期>

適齢診断の結果が判明した後1か月以内に実施

<指導内容>

適性診断の結果を踏まえ、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じたトラックの安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導する。

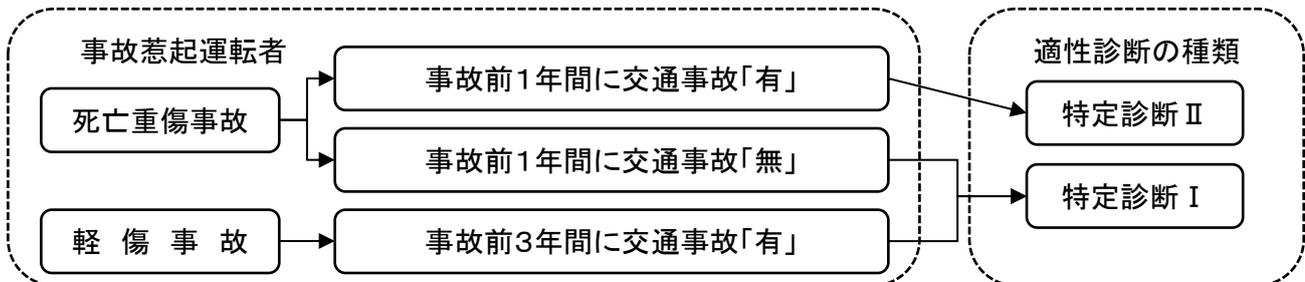
実施した「特別な指導」は、実施年月日と指導内容を運転者台帳に記載するか、実施年月日を運転者台帳に記載のうえで指導内容を記録した書面を運転者台帳に添付してください。

運転適性診断

前記教育と合わせて、該当する下記の適性診断を受けなければなりません。

1 事故惹起運転者

「特定診断Ⅰ」または「特定診断Ⅱ」を再乗務開始前に受診
ただし、やむを得ない場合には、乗務開始後1ヶ月以内に受診



※ 新たに雇い入れた者が事故惹起運転者である場合及び事故惹起運転者に該当し、かつ65歳以上である場合には、特定診断Ⅰまたは特定診断Ⅱを受診させたことをもって、それぞれ初任・適齢診断を受診したとみなす。

2 初任運転者

「初任診断」を乗務開始前に受診
ただし、やむを得ない場合には、乗務開始後1ヶ月以内に受診

3 高齢運転者 (65歳以上)

「適齢診断」を65歳に達した日以降1年以内、その後3年以内ごとに受診

※ 新たに雇い入れた者が65歳以上である場合には、適齢診断を受診させたことをもって初任診断を受診したとみなす。

○適性診断の主な実施機関については、国土交通省(自動車総合安全情報)のホームページ上で「適性診断認定機関一覧」が公表されています。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html>

実施した「適性診断」は、受診年月日と適性診断の結果を記録した書面を運転者台帳に添付してください。